

近隣の皆様ならびに関係者の皆様へ

2025 年 8 月 13 日  
株式会社 NITTAN 恵那金属  
代表取締役 市岡 真二

## 本社工場における土壌調査結果の報告（第 2 報）

弊社本社工場（中津川市小川町地内）敷地内で実施した自主調査の結果、土壌溶出量基準を超える有害物質が検出されたため、7 月 14 日に恵那県事務所へ報告しました。

恵那県事務所では、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」に基づき、基準超過が判明した地点から半径 500m 以内にある井戸 75 本の水質検査を実施したところ、3 本から地下水環境基準を超過するふっ素、1 本から地下水環境基準を超過するほう素が検出されました。これらについては、自然由来である可能性も考えられ、弊社との関連性は現時点では不明との見解も示されています。

また、調査対象区域内で飲用に利用されている井戸からは、基準超過は確認されませんでした。

近隣住民の皆様やお取引先様をはじめ、関係者の皆様には、ご心配とご迷惑をおかけしていることを深くお詫び申し上げます。

詳細につきましては、添付の岐阜県発表資料をご確認くださいようお願い申し上げます。



中津川記者会同時配布資料  
岐阜県政記者クラブ加盟社各位

| 令和7年8月13日（水）岐阜県発表資料 |       |       |                                             |
|---------------------|-------|-------|---------------------------------------------|
| 所 属                 | 担 当 課 | 担 当 者 | 電 話 番 号                                     |
| 恵那県事務所              | 環境課   | 伊藤    | 代表 0573-26-1111（内線 215）<br>FAX 0573-25-7129 |

おがわちょう  
**中津川市小川町地内における土壤汚染及び地下水汚染**  
**について（第2報）**

中津川市小川町地内における土壤汚染及び地下水汚染については、第1報を令和7年7月14日（月）にお知らせしたところです。このことについて、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、基準超過が判明した場所から半径500mの範囲内にある井戸75本の水質検査を実施したところ、3本から地下水環境基準を超過するふっ素が、1本から地下水環境基準を超過するほう素が検出されましたのでお知らせします。

地下水の汚染原因は、自然由来による可能性も考えられますが、現在のところ不明です。また、追加の地下水調査を実施します。

### 1 周辺井戸水の検査結果

〔採 水 日〕 令和7年7月15日（火）～18日（金）

〔結果確認日〕 令和7年8月13日（水）

〔分 析 機 関〕 県保健環境研究所

| 項目    | 検査<br>検体数 | 基準超過<br>検体数 | 検査結果<br>(mg/L) | 地下水環境基準<br>(mg/L) | 最大基準<br>超過倍率 |
|-------|-----------|-------------|----------------|-------------------|--------------|
| 六価クロム | 75        | 0           | 0.01 未満        | 0.02 以下           | —            |
| ほう素   | 75        | 1           | 0.02 未満～1.3    | 1 以下              | 1.3 倍        |
| ヒ素    | 75        | 0           | 0.005 未満～0.009 | 0.01 以下           | —            |
| ふっ素   | 75        | 3           | 0.08 未満～7.1    | 0.8 以下            | 8.9 倍        |

### 2 井戸水の利用状況調査結果

基準を超過した井戸は、いずれも飲用利用されていませんでした。

### 3 今後の対応

#### （1）地下水調査結果について

今回水質検査を実施した井戸の所有者に対して、検査結果をお知らせします。

## **（２）地下水調査について**

要綱に基づき、中津川市と連携して、新たに地下水環境基準の超過が確認された井戸から調査済みの地域を除く半径３００mの範囲内にある家庭及び事業場を対象に、井戸水の利用状況調査及び水質検査を実施します。

## **（３）地域住民への情報提供について**

井戸水を利用している家庭・事業場に対しては、結果が判明するまでの間、井戸水の飲用の自粛を呼びかけます。